

調達公告

一般競争入札を行うので、公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第4条第1項の規程に基づき、次のとおり公告する。

令和7年7月7日

公立大学法人公立鳥取環境大学理事長 小林朋道

1 調達内容

(1) 業務名称

公立鳥取環境大学証明書発行システム業務

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日（火）まで

(4) 入札方法

郵便入札とする。

なお、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 契約事務取扱規程第3条の規程に該当しない者であること。

(2) 鳥取県又は鳥取市が定める競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が物役務の提供／情報処理サービス／システム等管理運営に登録されている者であること。

3 入札手続等

(1) 入札の手続きに関する問合せ先

〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学学務課

電話 0857-38-6710

電子メール gakumu@kankyo-u.ac.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年7月7日（月）から令和7年7月17日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.kankyo-u.ac.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月17日（木）までの日（日曜及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ

(3) 郵送等による入札

簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラス又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。なお、持参は認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時及び開札日時

令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 10 時。また、郵便等による入札書の受領期限は、同月 24 日（木）午後 5 時までとする。

イ 場所

鳥取市若葉台北一丁目 1 番 1 号
公立鳥取環境大学 本部講義棟 1 階学務課

ウ 入札執行の立ち合い

認めない

4 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類等（以下「事前提出資料」という。）を、3 の(1)の場所に令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 5 時までに電子メール、ファクシミリ、郵送（普通郵便可）又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札保証金として見積る入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第 9 条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程 10 条の規程により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第 40 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約事務取扱規程 41 条の規程により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

6 その他

(1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び契約事務取扱規程、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、契約事務取扱第5条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。